

市民の皆さんの生活を支えます

生活・経済支援情報

市では、市民生活や地域経済を支えるため、3月以降、4度にわたる補正予算を編成し、速やかな実施に努めてきました。本ページでは、国・県の制度も含め、主な支援策について紹介します。☆が付いている支援策は4・5ページで詳しく紹介しています。

また、6月市議会定例会では、更なる支援策の拡充に向けた補正予算の審議が行われます。

その他の支援策や最新の情報は、市ホームページをご覧いただけ、相談窓口にお問い合わせください。

市役所電話番号☎25-2111

対象	支援策	内 容	担当
市民の皆さんへ	特別定額給付金の支給(☆)	1人当たり10万円を給付(5月15日から順次振り込みを開始)	特別定額給付金事務室(庄銀タクト鶴岡内)☎28-2662
	子育て世帯臨時特別給付金(☆)	児童手当を受給する世帯に、対象児童1人当たり1万円を上乗せし支給	本所子育て推進課☎内線150
	ひとり親家庭等支援給付金(☆)	児童扶養手当受給者に対し、対象児童1人当たり1万円を更に上乗せし支給	本所子育て推進課☎内線150
	緊急小口資金の拡充支援(☆)	鶴岡市社会福祉協議会が行う無利子貸付けの貸付上限額10万円に市が10万円を上乗せし、学生等にも広く生活支援	鶴岡市社会福祉協議会(にこふる)☎24-0053、本所福祉課☎内線131
	税・公共料金の支払猶予等	市税(市民税〈個人・法人〉、国民健康保険税、固定資産税、軽自動車税、入湯税)や介護保険料、後期高齢者医療保険料等の徴収を猶予するとともに、公営住宅使用料、上下水道料金の支払期限の延期や分割納付などを受付	本所納税課☎内線218、221 本所長寿介護課☎内線187 本所国保年金課☎内線127 本所建築課☎内線483 上下水道部お客様センター☎23-7610
	住居確保給付金事業(☆)	収入の減少により生活に困窮し、家賃の支払いが困難となった場合または退去した場合、家賃相当分を約3か月間支給	鶴岡地域生活自立支援センター「くらしス」☎29-1729、本所福祉課☎内線131
	プレミアム付飲食券発行事業(☆)	各家庭の負担を減らし、飲食店等を営む事業者を支援するため、プレミアム付飲食券を発行(6,000円分を3,000円で販売)	本所商工課☎内線767、本所食文化創造都市推進課☎内線592
	長期安定資金II2号(☆)	最近3か月の売上高等が前年同期より減少している事業者に対し、既存の長期安定資金IIとは別枠で貸付け(限度額2,000万円 融資枠20億円)	本所商工課☎内線728
	山形県商工業振興資金(☆)	地域経済変動対策資金及び新型コロナウイルス感染症対応資金による無利子の融資(限度額5,000万円)	県中小企業振興課☎023-630-2359
	雇用調整助成金の円滑な支給	雇用調整助成金の活用を推進するため、相談窓口の設置や社会保険労務士等による個別相談会等を実施(相談窓口:庄内産業振興センター(平日の午前9時~午後5時))	本所商工課☎内線563
事業主の皆さんへ	緊急経営改善支援金給付事業(☆)	県からの営業自粛等の要請に協力し、新型コロナウイルス感染症を乗り越えるための経営改善の検討を行った市内事業者に対し、県の緊急経営改善支援金に市が10万円を上乗せして支給	緊急経営改善支援金事務室(櫛引庁舎)☎57-2111
	宿泊業緊急支援事業(☆)	宿泊事業者の宿泊施設に掛かる固定資産税額の2分の1相当額を補助し、事業の継続を支援	本所観光物産課☎内線569 本所課税課☎内線208
	飲食店宅配人材確保事業	運転代行事業者の従業員を雇用し、新規または拡充して宅配サービス事業を実施する飲食店の人材確保に支援(3か月まで。1店舗上限30万円)	本所地域振興課☎内線586 本所食文化創造都市推進課☎内線527
	店舗賃料緊急支援事業(☆)	店舗またはその敷地の令和2年5月請求分の賃料の一部を10万円を上限に補助(賃料月額8割、1事業者5店舗まで、上限50万円)	本所都市計画課☎内線493
	交通事業者等緊急支援事業(☆)	市内のタクシー・ハイヤー・貸し切りバス事業者・運転代行事業者に対し、固定経費の一部を補助	本所地域振興課☎内線586
	中小企業ものづくり振興事業	市内中小企業者が売上げ回復のために取り組む製品開発・販路開拓の費用の一部を補助(3分の2補助、製品開発上限100万円等)	本所商工課☎内線565
	持続化給付金の支給	事業継続を下支えし、再起の糧として事業全般に広く使える給付金を支給(法人200万円、個人事業主100万円)	持続化給付金事業コールセンター☎0120-115-570
	雇用調整助成金(県単独上乗せあり)	労働者(雇用保険被保険者でない労働者も含む)の雇用維持を図るために支払った休業手当に要した費用の一部を助成	ハローワーク鶴岡☎25-2501

＼感染予防と社会経済活動の両立へ／ 鶴岡市は、「新しい生活様式」の普及を推進します

市民の皆様の外出自粛や営業自粛へのご協力など感染防止対策の徹底により、県内での感染者数は減少し、山形県では5月14日に「緊急事態宣言」が解除されました。

一方、全国的には感染者の多い地域もあり、県内、市内でも再び感染が拡大しないよう働き方・暮らし方の工夫が大切になっています。

市では、感染を予防しながら、日常の暮らしを取り戻していくため、全国的な取り組みである「新しい生活様式」を推進していきます。市民の皆様のご協力をお願いします。

「新しい生活様式」の実践例

感染防止の3つの基本

身体的距離の確保

- 人との間隔はできるだけ2m（最低1m）空ける
- 遊びに行くなら屋内より屋外
- 「3つの密」の回避（密閉空間、密集した場所、密接した会話）
- こまめに換気

マスクの着用

- 外出時、屋内で会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用
- せきエチケットの徹底

手洗い

- 家に帰ったらまず手や顔を洗う
- 30秒程度掛けて水と石けんで丁寧に

日常生活の工夫

▶買物

- ・1人または少人数でいた時間に素早く
- ・レジに並ぶときは前後で間隔を空ける

▶食事

- ・持ち帰りやデリバリーを利用
- ・大皿は避けて、料理は個々に
- ・対面ではなく横並びで座る

▶娯楽、スポーツ等

- ・歌や応援は十分な距離を取って

▶働き方

- ・テレワークやローテーション勤務
- など

※より詳しい実践例が厚生労働省ホームページに掲載されています。

鶴岡市の取り組みの例

鶴岡市役所「新しい生活様式」普及推進委員会の設置

市では、5月8日に、公共施設での更なる感染対策の徹底やインターネットを活用した会議の導入など、「新しい生活様式」を推進する委員会を設置しました。

今後、実施状況などの分かりやすい情報発信に努め、市内での普及を推進していきます。

日帰り温泉施設の取り組み

市が所管する3つの日帰り温泉（長沼温泉ぽっぽの湯・やまぶし温泉ゆぽか・くしひき温泉ゆ～Town）では、感染拡大防止のため、2時間30分ごとに時間を区切って利用人数を制限する、施設の入口と出口を分けるなどの対策を実施しています。



オンライン採用試験の導入

来年度の鶴岡市職員採用試験では、パソコンを使ったオンラインによる試験を導入します。受験者が来鶴しなくてもよく、会場が3密になることを避けて実施します。

◀密接を避けるため、1本おきにシャワーホースを取り外しています

事業主が対象

宿泊事業者の事業継続を支援します

▶宿泊業緊急支援事業

予算額：1億2,000万円（補正予算）

宿泊客の減少や休業等で売上げの減少が避けられない宿泊事業者の事業継続を支援します。

■対象 市内に施設がある宿泊事業者

■補助額 宿泊施設に係る令和2年度の固定資産税額の2分の1相当額（宿泊業の用に供する土地・建物分に限る）

■申請期間 6月30日㊁まで

■問合せ 本所観光物産課☎内線569、本所課税課☎内線208

車両に係る固定経費の一部を補助します

▶交通事業者等緊急支援事業

予算額：753万円（補正予算）

車両1台につき以下の金額を補助します。

■対象 市内に主たる事業所がある次の事業者

①タクシー・ハイヤー事業者

②貸切バス運行事業者

③自動車運転代行事業者

■補助額 タクシー（10人乗り以下）…20,000円
バス（11人乗り以上）…55,000円
運転代行業隨伴車…15,000円

■問合せ 本所地域振興課☎内線586

市内事業者には上乗せして支給します

▶緊急経営改善支援金給付事業

予算額：7,700万円（補正予算）

県からの営業自粛等の要請に協力した事業者に対し、県の支援金に市が上乗せして支給します。

►山形県緊急経営改善支援金

■対象 次の①②いずれも実施した事業者

①4月25日～5月10日の全ての日に営業を自粛（飲食店は午後8時以降の自粛）
②新型コロナウイルス感染症を乗り越えるための経営改善の検討

■補助額 法人…20万円 個人事業者…10万円（事業所を賃借している場合は20万円）

►鶴岡市緊急経営改善支援金

■対象 県の支援金の交付決定を受けた市内事業者

■補助額 1事業者当たり10万円

►共通

■受付期間 6月30日㊁まで

■問合せ 緊急経営改善支援金事務室（櫛引庁舎）

☎57-2111

市内の店舗の賃料の一部を補助します

▶店舗賃料緊急支援事業

予算額：7,000万円（補正予算）

事業の継続を支援するため、店舗またはその敷地の令和2年5月請求分の賃料の一部を補助します。

■対象 次の全てに該当する店舗の賃借者

①令和2年4月1日～5月31日の間に10日以上休業や時間短縮営業をした店舗

②市内に本店を有する小売業、飲食サービス業で、店舗またはその敷地を賃借している

■補助額 1店舗につき賃料月額の8割（上限10万円。1事業者5店舗まで、上限50万円）

■受付期間 6月30日㊁まで

■問合せ 本所都市計画課☎内線493

金融支援を拡充します

▶長期安定資金II2号

予算額：7億2,629万円（補正予算）

既存の長期安定資金IIとは別枠で20億円の融資枠を設け、貸付けを行います。10年間無利子で貸し付け、市が保証料の全額を補給します。

■対象 最近3か月の売上高等が前年同期より減少している事業者（創業1年未満の場合、最近1か月の売上高が令和元年12月より減少している事業者）

■限度額・貸付期間 2,000万円・10年

■受付期間 8月31日㊁まで

■申込み 各金融機関

■問合せ 本所商工課☎内線728

▶山形県商工業振興資金

►地域経済変動対策資金による無利子融資

貸付限度額の上限を拡大しました。

■限度額 5,000万円（最近1か月の売上高が50%以上減少の場合は2億円）

►新型コロナウイルス感染症対応資金による無利子融資

3年間無利子、保証料なしで貸し付けます。

■要件 個人事業主…最近1か月の売上高が前年同月より5%以上減少
中小企業・小規模事業者…最近1か月の売上高が前年同月より15%以上減少

■限度額・貸付期間 3,000万円・10年

►共通

■問合せ 県中小企業振興課☎023-630-2359

市民の方が対象

最大20万円を無利子で貸し付けます

►緊急小口資金の拡充支援事業

予算額：2,250万円（補正予算）

休業等により収入が減少した方に、鶴岡市社会福祉協議会が10万円を上限に「緊急小口資金」の貸付けを行っています。市では希望する方に上限を10万円引き上げて、20万円まで貸付けし、学生等にも広く生活支援を図ります。

- 対象 アルバイト収入が激減した大学生なども含め、「緊急小口資金」の現在の貸付上限額（10万円）の貸付けを受けている方
- 貸付額 1世帯10万円以内（無利子、保証人不要）
- 償還期間 据置期間1年以内、償還期限2年以内
- 受付期間 7月31日金まで
- 問合せ 鶴岡市社会福祉協議会（にこふる）☎ 24-0053、本所福祉課内線131

家賃の3か月分を補助します

►住居確保給付金事業

予算額：50万円（当初予算）

収入の減少により生活に困窮し、家賃の支払いが困難となった場合や退去した場合に、家賃相当分を約3か月間支給します。

- 対象 次のいずれかに該当する方
 - ①離職・廃業をした日から2年以内
 - ②休業等により収入が激減し、離職等と同程度の状況にある
- 収入基準額（月額）・支給上限額

	収入基準額	支給上限額
単身世帯	11万4,000円	3万5,000円
2人世帯	15万9,000円	4万2,000円
3人世帯	19万1,000円	4万6,000円
- 支給方法 賃貸住宅の所有者、管理者に直接支払
- 問合せ 鶴岡地域生活自立支援センター「くらしス」☎ 29-1729、本所福祉課内線131

宅配や持ち帰りにも利用できます

►プレミアム付飲食券発行事業

新型コロナウイルス感染症により影響を受けた飲食店等を営む事業者を支援するため、約3万枚のプレミアム付飲食券を発行しました。

緊急支援のため、購入された方は、早目の使用にご協力をお願いします。

- 使用期間 9月30日㊁まで
- 使用店舗 使用できる加盟店は全部で400以上あります。加盟店は市ホームページでご覧になります。
- 問合せ 本所商工課内線767、本所食文化創造都市推進課内線592

1人につき10万円を支給します

►特別定額給付金

予算額：125億5,412万円（補正予算）

世帯主に申請書を送付しています。申請受付後2週間以内をめどに指定した口座に振り込みます。

- 対象者 令和2年4月27日に鶴岡市の住民基本台帳に記録されている方
- 給付額 1人につき10万円
- 申請者 世帯主
- 申請期限 8月15日㊁まで
- 問合せ 特別定額給付金事務室（莊銀タクト鶴岡内）☎ 28-2662

子育て世帯に1万円を支給します

►子育て世帯への臨時特別給付金

予算額：1億4,385万円（補正予算）

児童手当（特例給付を除く）を受給する世帯に対し、対象児童1人当たり1万円を上乗せして支給します。対象者には5月末にお知らせを送付しています。申請は不要です。

- 対象者 令和2年4月分（新高校1年生等は3月分）の児童手当受給者
- 支給時期 6月末頃
- 問合せ 本所子育て推進課内線150

ひとり親家庭等には更に1万円を支給します

►ひとり親家庭等支援給付金

予算額：1,200万円（補正予算）

児童扶養手当受給者に、対象児童1人当たり更に1万円を上乗せして支給します。対象者には5月中旬にお知らせを送付しています。申請は不要です。

- 対象者 令和2年4月分の児童扶養手当受給者
- 支給時期 6月末頃
- 問合せ 本所子育て推進課内線150



予算額：1億円（補正予算）



加盟店は
こちら